1 富山市ガラス作品等収集審査会 概要

(1) 根拠法令等

① 根拠条例

富山市ガラス美術館条例(平成26年条例第58号)第13条

② 目的

美術館におけるガラス作品及び関連資料の適正な収集を図る。

③ 任命

審査会の委員は、ガラス作品等に関して学識経験を有する者の中から、 教育委員会が任命する。

④ 定数等

定数5人以内、任期2年

(2)変遷

平成10年度:富山市ガラス美術館収蔵品選定委員会 要綱設置

(所管:教育委員会生涯学習課)

平成20年度:富山市ガラス作品等収集審査会 要綱設置

(所管:企画管理部企画調整課)

平成25年度:企画管理部ガラス美術館設置準備室に所管替

平成27年度:富山市ガラス作品等収集審査会 条例設置

(所管:ガラス美術館、委員任命は教育委員会)

(3) 現任委員(任期:令和4年2月24日~令和6年2月23日)(五十音順)

氏 名	役職等	専門等
池田 まゆみ	北澤美術館 主席学芸員 日本大学藝術学部 非常勤講師	美術工芸史
島 敦彦	国立国際美術館長	現代美術
外舘 和子	多摩美術大学教授	工芸史
藤原 信幸	東京藝術大学美術学部工芸科教授同美術学部副学部長	ガラス造形
雪山 行二	富山県美術館長	近・現代美術

(※敬称略)

【参考】

富山市ガラス美術館条例(平成 26 年富山市条例第 58 号) 抜粋 (収集審査会)

- 第13条 美術館におけるガラス作品及び関連資料(以下「ガラス作品等」という。)の適正な収集を図るため、富山市ガラス作品等収集審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会の委員は、ガラス作品等に関して学識経験を有する者の中から、 委員会が任命する。
- 3 審査会の委員の定数は、5人以内とする。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

富山市ガラス美術館条例施行規則(平成 26 年富山市教育委員会規則第 3 号) 抜粋 (審査会)

- 第12条 条例第13条第1項に規定する富山市ガラス作品等収集審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名 する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

- 第13条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。